

令和4年4月より、埋蔵文化財の手続き(印鑑について)が変更になります。

※ただし、1年間は経過措置として新旧の手続き書類を受け付けます。

変更の要点：国の印鑑廃止の方向性に従い、A 照会の本人確認の効果の低い印鑑を廃止し、
B 承諾書については、より本人確認・意思確認が明確となる自署に変更しました。

【これまでの手続き】

本庄市内の遺跡(埋蔵文化財包蔵地)で工事を予定している場合、通常お出しいただいている文書は以下の3種類です(設計図面や地図などは今まで通り、変更はありません)。

- | | |
|----------------------------|---------|
| A 「埋蔵文化財の所在及び取り扱いについて(照会)」 | (正・副) |
| B 「埋蔵文化財調査承諾書」 | (原本1部) |
| C 「埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について」 | (両面で1部) |

AとCは、工事をすることになった原因者=事業主体者(個人住宅なら施主様、工場なら本社の社長等の決裁権者)の名義です。

Bは工事予定地の土地所有者の名義です。ただし、これまでは事業主体者と土地所有者が同じ名義の場合は、提出が不要でした。

【令和4年4月からの変更点】

- ① A照会の事業主体者の(社印も含め)印鑑は不要になります。お名前は印刷でも構いません。
- ② B承諾書は事業主体者ご本人を含むすべての土地所有者にご提出いただき、印鑑ではなく、自署していただき、その原本をご提出いただきます。自署が困難な場合はご相談ください。また、鉛筆や消えるボールペンなどの筆記具は使用しないでください。
- ③ただし、土地所有者が事業者の場合は、B承諾書に引き続き社名と社印をお願いします(決裁権者の自署でも構いません)。
- ④ C届出の事業主体者の印鑑は、令和3年4月から既に不要になっています。

(お問合せ先)

本庄市役所文化財保護課

埋蔵文化財係(児玉支所第二庁舎)

TEL・FAX 0495-72-6841